

居宅介護支援事業所契約書別紙兼重要事項説明書

1. 公社の理念

調布ゆうあい福祉公社は、市民相互の助け合いと、自立支援のための、質の高いサービスの提供を通じて、あたたかい地域づくりを目指します。

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サポートします。
- ・ 利用者の尊厳を守り、その人らしい生活を支援します。

2. 会社が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-481-7711

(土、日、祝祭日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分まで)

担当 管理者 島木 愛 *ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

3. 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
所在地	東京都調布市国領町3丁目8番地1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 1374200044
サービスを提供する地域	調布市内全域

(2) 事業所の職員体制

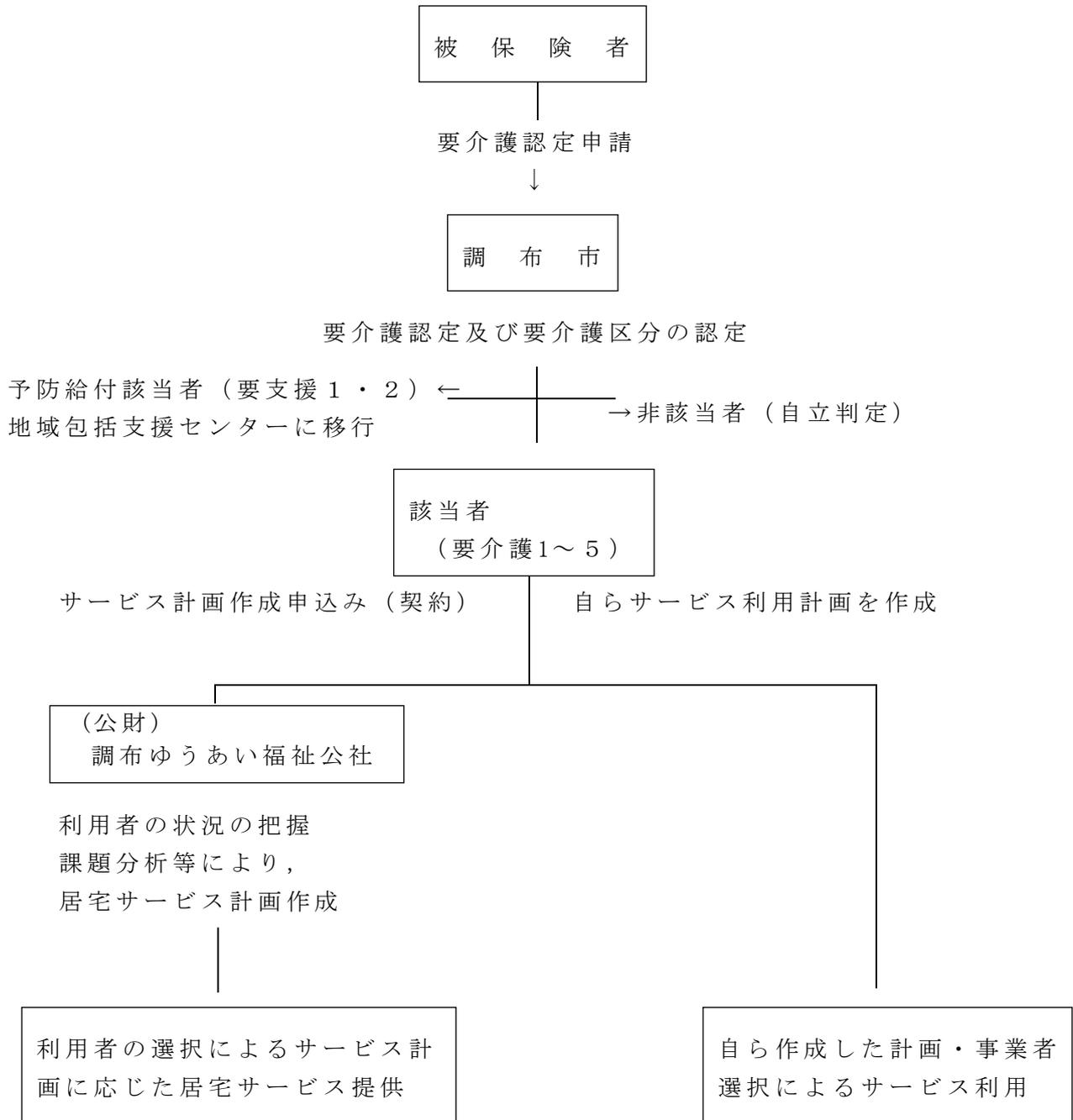
	資格	常勤	業務内容
管理者 (介護支援専門員兼務)	主任介護支援 専門員	1名	介護支援事業を総括し担当職員を管理監督する
介護支援専門員	主任介護支援 専門員及び 介護支援専門員	1名以上	介護支援事業を提供するにあたり、必要な業務を行う

(3) 営業時間

月から金	午前8時30分 ~ 午後5時15分
休日	土曜、日曜、国民の祝日、年末年始

※営業時間外専用電話 042-426-8321 (携帯電話に転送されます)

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと内容



5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき次の記載の利用料金をいただきます。公社からは、サービス提供証明書を発行しますので、それを後日、調布市の高齢者支援室の窓口に提出し、諸手続きを行うことで払戻しが受けられます。

なお、必要な指定居宅介護支援の提供を受けていない場合(運用基準減算の不履行)は、下記の金額から100分の50を乗じて減算し、またその状態が2ヵ月以上継続した場合は100分の0を乗じて減算します。

1) 居宅介護支援費（Ⅰ）

	居宅介護 支援費（i）	居宅介護 支援費（ii）	居宅介護 支援費（iii）
要介護1又は要介護2	12,076円 1,086単位×11.12	6,049円 544単位×11.12	3,625円 326単位×11.12
要介護3,4又は要介護5	15,690円 1,411単位×11.12	7,828円 704単位×11.12	4,692円 422単位×11.12

居宅介護支援費（Ⅱ）

	居宅介護 支援費（i）	居宅介護 支援費（ii）	居宅介護 支援費（iii）
要介護1又は要介護2	12,076円 1,086単位×11.12	5,860円 527単位×11.12	3,513円 316単位×11.12
要介護3,4又は要介護5	15,690円 1,411単位×11.12	7,594円 683単位×11.12	4,559円 410単位×11.12

2) 加算

利用者が下記①～⑧の項目に基づき指定居宅介護支援の提供を受けた場合

- ① 初回加算 3,336円（300単位×11.12）
- ② 特定事業所加算
 - 特定事業所加算（Ⅰ） 5,771円（519単位×11.12）
 - 特定事業所加算（Ⅱ） 4,681円（421単位×11.12）
 - 特定事業所加算（Ⅲ） 3,591円（323単位×11.12）
 - 特定事業所加算（A） 1,267円（114単位×11.12）
- ③ 特定事業所医療介護連携加算 1,390円（125単位×11.12）
- ④ 入院時情報連携加算
 - 入院時情報連携加算Ⅰ 2,780円（250単位×11.12）
 - 入院時情報連携加算Ⅱ 2,224円（200単位×11.12）
- ⑤ 退院・退所加算
 - 退院・退所加算（Ⅰ）イ 5,004円（450単位×11.12）
 - 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,672円（600単位×11.12）
 - 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,672円（600単位×11.12）
 - 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 8,340円（750単位×11.12）
 - 退院・退所加算（Ⅲ） 10,008円（900単位×11.12）
- ⑥ 通院時情報連携加算 556円（50単位×11.12）
- ⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,224円（200単位×11.12）
- ⑧ ターミナルケアマネジメント加算 4,448円（400単位×11.12）

（2）交通費

調布市内でサービス提供を行う場合は、いたしません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

初めに、お電話等でお申込みください。公社の職員が訪問します。

契約を締結した後、サービス計画の作成を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

② 公社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了します。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、もしくは予防給付、調布市介護予防・日常生活支援事業の対象になった場合（この場合、地域包括支援センターを紹介させていただきます。）
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ ご利用者が調布市から転出した場合

④ その他

公社は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

- ・ 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- ・ 偽りやその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
- ・ 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
 - 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
(物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する、対象範囲外のサービスの強要など)
 - セクシュアルハラスメント
(介護従事者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話し卑猥な言動をするなど)
 - その他
(介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く、ストーカー行為など)

7. 介護支援専門員の交代

(1) ご利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、公社に対して交代を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 公社からの介護支援専門員の交代

公社の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

その場合は、ご利用者及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じ

ないよう十分に配慮するものとします。

8. 主治医及び医療機関等との連携

公社はご利用者の主治医又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業者名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

9. 公社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①ご利用者が、可能な限りご自宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、心身の状況や環境等に応じて選択したサービスを、公正中立な立場で多様な事業者から総合的かつ効率的に提供するように調整します。
- ②ご利用者やご家族は、サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所については複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を選択した理由については説明を求めることができます。
- ③ご利用者が医療サービスの利用を希望する場合には、ご利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、この主治医等に対し、居宅サービス計画を交付します。
- ④調布市、地域の保健・医療サービス機関、地域包括支援センター、特定相談支援事業者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規程）並びに他の指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図り、サービス提供に努めます。
- ⑤公社では、在職する介護支援専門員の資質向上を目的とした研修を、積極的に実施しています。
- ⑥公社では、介護支援専門員を含む全ての職員並びに職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者又はそのご家族の個人情報を見逃すことがないように、必要な措置を講じます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ①介護支援専門員は、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面接を実施し、支援する上で解決しなければならない課題の把握並びに分析を行いサービス計画を作成します。なお、課題の分析については公社課題分析票を使用します。また、居宅訪問時には、必ず身分証を携行し、初回訪問時又はご利用者若しくはそのご家族からの求めに応じて、それを提示します。
- ②居宅サービス計画作成後は、ご利用者及びご家族、居宅サービス事業者等と継続的に連絡を取り合い、サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、毎月1回は訪問を実施し、ご利用者と面談を行い、課題を把握したうえで居宅サービス計画の変更等を行います。

また、以下3つの要件について、主治医、担当者、その他関係者の合意があり、かつ、ご利用者からの同意を得られた場合は、2回に1回は、ご利用者の居宅を訪問せず、テレビ電話等でご利用者との面接を行うことが可能となります。

ア ご利用者の心身の状況が安定していること。

イ ご利用者がテレビ電話等を介して意思疎通ができること。

ウ テレビ電話等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、

サービス担当者から提供を受けること。

③介護保険法の定めに従い、サービス担当者会議を開催し、広く意見を求めます。

④居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめご利用者及びそのご家族に、本契約の重要事項等について説明を行います。また、当該サービスの開始にあたっては、ご利用者の同意を得ます。

10. 事故発生時の対応について

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、ご利用者の病状が急変するなど緊急事態が生じたときは、速やかにご利用者のご家族、主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理責任者に報告します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 島木 愛
-------------	----------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。苦情解決体制を整備しています。

12. 個人情報の使用等及び秘密の保持

(1) 調布ゆうあい福祉公社及び、公社職員は、ご利用者及びそのご家族の個人情報を次に記載の必要最小限の範囲で使用、提供、または収集（以下「使用等」）させていただきます。

①ご利用者にかかわる居宅サービス計画の立案、作成、及び変更に必要な場合

②サービス担当者会議、その他介護支援専門員とサービス事業所との情報共有及び連絡調整等に必要な場合

③ご利用者が医療サービスの利用を希望し、主治医の意見を求める必要がある場合（あらかじめ、担当の介護支援専門員から連絡先の確認をいたします）

④ご利用者の状態の変化に伴い、ご親族、医療機関、及び公共行政機関等へ緊急連絡を要する場合

⑤介護保険にかかる行政の指導や調査がある場合

⑥サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による調査を受ける場合

(2) 個人情報が記載された書類は次のとおりです。

①介護保険被保険者証

②介護保険負担割合証

③アセスメント書類

④居宅サービス計画

⑤支援経過記録

⑥主治医の意見書・診断書

⑦介護保険負担限度額認定証

⑧ サービス実施記録

⑨ 身体障害者手帳・医療受給者証

⑩ 介護認定にかかる調査内容，介護認定審査会による認定結果・意見及び主治医意見書

1 3. サービス内容に関する苦情

(1) お客さま相談・苦情担当

公社の居宅介護支援に関する相談・要望・苦情，及び居宅サービス計画に基づいて提供する各サービスに関する相談・要望・苦情を承ります。

(担当) 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社	(電話) 042-481-7711
管理者 島木 愛	(FAX) 042-483-4378

(2) その他

次の窓口でも，相談・要望・苦情は承ります。

(担当) 調布市福祉健康部高齢者支援室 (介護保険担当) 介護給付係
(電話) 042-481-7321

(担当) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
(専用電話) 03-6238-0177 (直通)
受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

1 4. 公正中立性の確保

当事業所の訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

未実施です。

1 6. 公社の概要

事業所名	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
代表者名	理事長 田口 学
所在地	東京都調布市国領町3丁目8番地1
電話番号	042-481-7711
事業概要	I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業 (介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業含む) II. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発，人材育成並びに調査・研究開発事業 III. その他，この法人の目的達成のために必要な事業

【説明者】

調布ゆうあい福祉公社 居宅介護支援事業所
介護支援専門員

<氏名> _____ 印

【事業者】

<事業者名> 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
(介護保険指定事業者番号1374200044号)

<住所> 東京都調布市国領町3丁目8番地1

<代表者名> 理事長 田口 学

【ご利用者】

私は、本書面にに基づき、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社より、重要事項の説明を受け、当該居宅介護支援の提供開始について同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者

<氏名> _____ 印

代理人（利用者家族等代表）

<氏名> _____ (続柄) 印

代理人（利用者家族等代表でない場合）

<氏名> _____ (関係) 印